

## 1. 認定制度の位置づけ

認定制度は、「製造業の請負事業の雇用管理の改善及び適正化の促進に取り組む請負事業者が構すべき措置に関するガイドライン(平成19年厚生労働省)」に即した運営をしていくうえで、発注者の事業所又は工場、あるいは、製造請負事業者の自社工場内における業務遂行に必要とされる事業体制やルール等を定めて、一定の審査方法・審査基準によって、その基準を満たしている事業者かどうかを判断し、「優良適正事業者」として認定するものです。

認定制度を創設する目的は、優良・適正な請負事業者を認定し、公表することによって、製造請負事業の適正化と雇用管理改善の推進、製造請負業界の市場競争の健全化を実現し、労働者の福祉の向上、及び発注者(製造事業者)の製造業務の長期的な質的改善につなげることとなります。

## 2. 認定制度のイメージ

